

## グリーンアップおおいた実践隊登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本県の環境に関する県民運動「グリーンアップおおいた」を実践する事業者や団体（以下「団体等」という。）を、グリーンアップおおいた実践隊（以下「実践隊」という。）として登録し、その活動を支援することにより、本県の恵み豊かで美しく快適な環境を「守る」のみならず「活かして選ばれる」視点を加え、経済の発展も促す取組を進めて「環境先進県おおいた」を目指す県民運動を推進することを目的とする。

### (登録要件)

第2条 知事は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす団体等を実践隊として登録するものとする。

- (1) 県内で環境保全活動を実践する団体等であること
- (2) 5人以上で構成する団体等であること
- (3) 代表者・役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体等ではないこと
- (5) 特定の公職者（その候補者を含む）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体等ではないこと

### (登録申込み)

第3条 実践隊の登録を受けようとする団体等（以下「申込者」という。）は、グリーンアップおおいた実践隊登録申込書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

### (登録)

第4条 知事は、申込者が第2条の規定に適合しているときは、実践隊に登録しなければならない。

- 2 知事は、前項の登録を受けた実践隊について、登録簿を備え、登録年月日、登録番号等を登録しなければならない。
- 3 知事は、第1項の登録をしたときは、申込者に文書で登録年月日、登録番号等を通知しなければならない。
- 4 知事は、申込者が第2条の規定に適合していなかったときは、申込者に文書で実践隊に登録しない旨を通知しなければならない。
- 5 登録の有効期間（以下「登録期間」という。）は、登録の日から令和10年度末までとする。

### (報告)

第5条 実践隊は、毎年度の実践活動の状況について、翌年度4月末日までに知事に報告しなければならない。

(登録の更新)

第6条 登録の更新を受けようとする実践隊は、グリーンアップおおいた実践隊更新登録申込書(様式第3号)を令和11年1月から2月末までの間に、知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第1項から第4項までの規定は、前項の登録の更新に準用する。なお、知事は、前条に規定する報告がなく、環境保全活動の実践活動の実態を確認できないときは、登録の更新を行わないことができる。
- 3 登録の更新による登録期間は、令和15年度末までとする。
- 4 登録の更新を行わなかったときは、登録期間の経過によって、その効力を失う。

(調査)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、実践隊に対して、その登録に係る事項に関し調査することができる。

(変更の届出)

第8条 実践隊は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、速やかにグリーンアップおおいた実践隊変更届出書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

- (1) 団体名
- (2) 代表者
- (3) 連絡先(所在地、TEL、e-mail)
- (4) グリーンアップおおいた実践活動計画

(廃止の届出)

第9条 実践隊は、第2条の要件に適合しなくなったときは、遅滞なく、その旨を知事に届出なければならない。

- 2 前項の規定による届出があったときは、第4条第1項の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第10条 知事は、実践隊が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申込により登録を受けたとき
  - (2) 第2条の要件に適合しなくなったことが明らかになったとき
  - (3) その他知事が実践隊として適当でないと認めるとき
- 2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該実践隊の登録を抹消し、文書で登録を抹消した旨を通知しなければならない。

(表彰)

第11条 知事は、環境保全活動に関し特に著しい功績のあった実践隊に対して、別に定めるところにより、その功績を顕彰するものとする。

(情報発信)

第12条 知事は、グリーンアップおおいたへの県民参加を促進するため、実践隊の実践活動

の状況等の情報発信に努めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、実践隊に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。